

贈与をしても贈与税のかからない

一括生前贈与

農地の一括生前贈与の特例は農地の細分化防止と經營主の若返りをねらいとして昭和三十九年に五年間の時限立法として制定され、期限が切れる昭和四十三年になつてさ

れ、昭和四十八年末まで適用されることになつています。この特例は一般贈与の場合と同じ形式をとりますが、贈与税の方は贈与者が死亡するまで延納が認められ、贈与者が死亡した時点で相続税に切り替えられます。実質的には贈

ることとなります。

一、適用の要件

(1)贈与者は過去に一度もこの特

例を受けたことがないこと。

(2)贈与者は贈与をした日までに連続三年以上農業を営んでいた個人であること。

次のとおりです。

二、手続き

(1)贈与について農地法第三条の許可を受けること。

(2)贈与を受けた年の翌年二月一日から三月十五日までに贈与税の申告書にその旨を記入し、担保物件、戸籍謄本、贈与契約書、農地法第三条の許可書等を添えて税務署に提出すること。その他、詳細については農業委員会へ。

お忘れなく!! 老人医療受給者証の更新

現在使用されている受給者証は六月三十日で期限が切れます。

次により更新手続を行いますの

で、お忘れのないようお願いしま

す。

○日吉地区（六月二十九日）
午前九時～十二時
日吉公民館

○南条地区（六月二十九日）
午前九時～十二時
南条公民館

○東陽地区（六月二十九日）
午前九時～十二時
白浜青年館

○白浜地区（六月二十九日）
午後一時三〇分～四時三〇分
白浜公民館

乳幼児医療が無料に!!

四月一日にさかのばり、乳幼児が十五日以上入院した場合の医療の個人負担が扶助されます。

これは世帯が町民税、所得税を納める額により扶助率も異なつてきます。

○対象乳幼児 小学校就学の始期に達するまでの者

○対象医療 入院期間が十五日以上にわたる乳幼児の傷病に係る医療のう

ち法定給付以外（個人負担分）

ただし第三者行為の傷病を除く扶助額。

健康保険法の規定による療養に要する費用の算定額から保険

給付およびこれに準ずる額又は町民税、所得税を課税される者はその税額に応じた個人負担額を控除した額。

詳しくは厚生課福祉係へ

6月の月間目標

時間効率です
お互いに守りましょう

今月の納稅

今月は条例の改正により四月納期であった固定資産税第一期の納期月です。納期限は五月三十一日です。納期前納付をする方は納付の際に印鑑をご持参下さい。

今月も集合徵収を次のとおり行ないます。

期日 五月三十日

時間 午前九時～午後四時

場所 ① 光農協日吉支所
② 南条支所

白浜公民館

◎4月にほとんどの区長さんが変わりました◎
区長会長に林正二氏(小川台)

△幹事	有線
名雄三雄一保明夫一二一康郎登一夫一衛秀明一正瀬平夫雄夫之幸夫郎広	225-03 229-11 234-11 250-06 246-07 257-02 288-06 285-02 272-02 270-07 277-13 281-05 283-06 291-02 369-03 — 347-02 339-07 327-10 313-02 310-02 364-08 374-10 379-13 529-05 523-12 391-01 394-01 — 516-10 537-01
氏方川司木屋施林木先	川瀬屋井後間
行関郡鈴土布小鈴山林実加土宇向佐林越椎小大林大加中伊海椎伊加向小	原方 戸塚神区区磯
新宝二母小	小傍富虫芝作県宮古橋桑西 篠原 木長五尾 白 関
田台川示 高入 辻 五六 垂 △	午前九時～午後四時 午後一時三〇分～四時三〇分
藤本一区二区三	午前九時～十二時 午前九時～十二時
会長	午前九時～十二時